

枚方市訓令第 5 号

枚方市職員服務規程の一部を改正する訓令

枚方市職員服務規程（平成30年枚方市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により同項第1号に掲げる書面を提出する場合にあっては、当該書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第7条第5号中「、職員記章及び名札」を「及び職員記章」に改める。

第10条第2号中「庁用自動車の運転許可を受けた職員が、」を削る。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。